

各地域密着型サービス外部評価機関の長
各市町村介護保険担当課長
各広域連合介護保険担当課長

} 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症の影響による
地域密着型サービス外部評価の取扱いについて（通知）

標記については、令和2年8月4日付け高第287号により、令和2年度における取扱いについて通知したところですが、現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況から、令和3年度以降においても、当面の間、下記のとおり、同様の取扱いを継続することといたしましたのでお知らせいたします。

市町村等におかれましては、管内の各事業所へ周知願います。

記

1. 訪問調査について（評価機関関係）

新型コロナウイルス感染症の感染防止を最優先とし、十分な感染防止対策を行うとともに、感染発生状況を十分考慮したうえで実施してください。

感染発生状況や、事業所の意向を踏まえたうえで、評価調査員が事業所を訪問することの他、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用して柔軟に実施することも可能です。

2. 外部評価の実施回数を2年に1回とする規定に関する取扱いについて

(1) 運営推進会議の開催回数について

「岐阜県地域密着型サービス評価実施要綱」では、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる要件の一つとして、「運営推進会議が、5年間継続して毎年度市町村等が条例で定める回数以上開催されていること」としているところです。

これに対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業所において、運営推進会議の開催回数が各市町村が定める回数を下回る場合について、各市町村等がやむを得ないものと判断する場合には、当該事業所について「市町村等が条例で定める回数開催されている」と取り扱うことが可能です。

そうした取扱いに該当する場合には、その旨を「地域密着型サービス外部評価実施回数に関する適用同意書」の備考欄に記入してください。

(2) 延期した場合の取扱いについて（評価機関・市町村関係）

「岐阜県地域密着型サービス評価実施要綱」では、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる要件の一つとして、「外部評価を5年間継続して実施していること」

としているところです。

これに対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外部評価実施年度内に予定していた外部評価を翌年度に延期した事業所については、各市町村等において当該事業所が外部評価実施年度に実施したものとみなす取り扱いとすることができます。

(例えば、令和2年度に予定していた外部評価を令和3年度に延期した事業所については、令和2年度に実施したものとみなします。)

そうした取扱いに該当する場合には、当該事業所に外部評価実施年度分の外部評価実施契約書の写し等の書類の添付を求めたうえで、外部評価実施年度分が延期となった旨を「地域密着型サービス外部評価実施回数に関する適用同意書」の備考欄に記入してください。

※ なお、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができるのは、各事業所の申請が岐阜県で認められた場合となります。

事業所による申請が行われなかった場合や、申請が行われても不適と県が判断した場合は、翌年度に2回外部評価を受けることとなりますので、その場合は2回の外部評価について十分な期間を置く等の配慮をするよう、併せて周知願います。

外部評価実施年度内に予定していた外部評価を翌々年度に延期することはできませんので、翌年度に延期した外部評価は優先的に実施をしていただきますようよろしくお願いたします。

(3) 実施できなかった場合の取扱いについて (評価機関・市町村関係)

「岐阜県地域密着型サービス評価実施要綱」では外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる要件の1つに「外部評価を5年間継続して実施していること」としていているところです。

これに対し、各市町村等が事業所や地域の実情を勘案したうえで、新型コロナウイルス感染症の影響により、外部評価の実施や延期が出来ないと判断した場合、当該年度は、外部評価の継続した実施期間に含めないものとして取り扱うことができます。(例えば、外部評価を平成28年度～令和元年度に実施している事業所は、令和2年度に外部評価を実施することで外部評価を5年間継続して実施していることとなりますが、令和2年度に外部評価を実施できなかった場合、令和3年度の外部評価により、5年間継続して実施していることとなります。この場合、令和4年度に平成28年度～令和元年度及び令和3年度の5年間をもって「外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる」規定の要件を満たします。)

また、当該年度について「外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる」規定の適用により元々実施しないこととしていた場合は、当該年度の外部評価はその規定により実施しないこととなりますのでご注意ください。(連続して実施しないこととはできません。)

そうした取扱いに該当する場合には、その旨を「地域密着型サービス外部評価実施回数に関する適用同意書」の備考欄にご記入ください。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	堀部	担当	堀井
TEL	058-272-8298 (直通)		
FAX	058-278-2639		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		